

社会・援護局関係主管課長会議資料

令和 6 年 3 月

総 務 課
自殺対策推進室

目 次

重点事項

第1 自殺対策の推進について

- | | |
|-------------|---|
| 1 自殺の現状について | 1 |
| 2 自殺対策について | 2 |

参考資料

- | | |
|--------------------------------------|----|
| 1 自殺対策の推進について | 12 |
| 2 自殺者数の年次推移等 | 12 |
| 3 第4次自殺総合対策大綱 | 14 |
| 4 こどもの自殺対策緊急強化プラン | 16 |
| 5 自殺対策関係予算の概要 | 17 |
| 6 地域自殺対策強化交付金 | 18 |
| 7 こども・若者の自殺危機対応チーム事業 | 18 |
| 8 自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業 | 19 |
| 9 都道府県自殺対策プラットフォームの構築 | 19 |
| 10 自殺対策に関する調査研究等の体制拡充 | 20 |
| 11 地域における自殺防止対策の強化 | 21 |
| 12 こどもの自殺対策の推進のために(関係大臣連名メッセージ) | 21 |
| 13 ゲートキーパーの推進について | 22 |
| 14 自殺報道への対応(WHO自殺報道ガイドラインを踏まえた報道の要請) | 23 |
| 15 令和5年度 自殺対策強化月間における広報の取組 | 24 |
| 16 支援情報検索サイトの利用方法 | 24 |

重点事項

第 1 自殺対策の推進について

1 自殺の現状について

自殺対策基本法が成立した平成 18 年と、コロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると男性は 38%減、女性は 35%減となっており、これまでの取組に一定の効果があったと考えられる。(平成 18 年:32,155 人→令和元年:20,169 人)

一方で、自殺者数は依然として毎年 2 万人を超える水準で推移しており、令和 5 年は、暫定値ではあるが、総数としては、21,818 人で前年から 63 人減少となっており、深刻な状況が続いている。男女別では、男性は 14,854 人で対前年差 108 人増と 2 年連続の増加となり、女性は 6,964 人で対前年差 171 人減と 4 年ぶりの減少となっている。また、小中高生の自殺者数は 507 人となっている。内訳としては小学生 13 人、中学生 152 人、高校生 342 人となっている。

※ 令和 6 年 1 月 26 日時点

令和 5 年（暫定値） 21,818 人、令和 4 年（確定値） 21,881 人

・うち男性 14,854 人（対前年差 +108 人）

・うち女性 6,964 人（対前年差 -171 人）

2 自殺対策について

(1) 第4次自殺総合対策大綱

本大綱では、コロナ禍の自殺の動向も踏まえつつ、これまでの取組の充実に加えて、子ども・若者、女性の自殺対策の強化など以下の4つの柱について重点的に取り組むこととされている。

1. 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化
2. 女性に対する支援の強化
3. 地域自殺対策の取組強化
4. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進など、総合的な自殺対策の更なる推進・強化

なお、本大綱では、これまでの大綱に位置づけられていた施策についても継続して位置づけられていることから、総合的な対策を行うことにより自殺者数の約7割を占めている男性（中でも特に中高年層が多い）の自殺防止に向けても、引き続き対策を推進していくことが重要である。

また、本大綱のポイントは、以下のとおりである。

(子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化)

子どもの自殺等の事案について詳細な調査や分析を進めることや、子どもの自殺危機に対応していくチームとして関係者（学校、教育委員会、地方公共団体の自殺対策担当者、児童相談所、福祉施設、医療機関、警察等の関係機関や地域の支援者等）が連携する仕組み等の構築、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応等を含めた教育の推進、長期休業明け前後に子どもの自殺が多い傾向にあることから学校の長期休業時の自殺予防強化、GIGAスクール構想で配布されているPCやタブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型の支援情報の発信を進めるほか、こども家庭庁と連携し、子ども・若者の自殺対策を推進する体制の整備をすることとしている。

(女性に対する支援の強化)

コロナ禍における女性の自殺者数の増加を踏まえ、妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策及び困難な問題を抱える女性への支援について「当面の重点施策」に新たに位置づけて取組を強化することとしている。

(地域自殺対策の取組強化)

地方自治体は国民一人ひとりの身近な行政主体として、各地域における各主体の緊密な連携により自殺対策を推進していく必要があることから、地方自治体は地域の関係者のネットワーク構築や支援に必要な情報共有のためのプラットフォームづくりの支援や、自殺対策の中核機関となる地域自殺対策推進センターの機能強化を行うこととしている。

(総合的な自殺対策の更なる推進・強化)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策を推進するほか、国、地方公共団体、医療機関、民間団体等が一丸となって、これまで取り組んできた総合的な施策の更なる推進・強化を行うこととしている。

具体的には、「孤独・孤立対策等との連携」、「自殺者や親族等の名誉等」、「ゲートキーパー普及」、「SNS相談体制充実」、「精神科医療との連携」、「自殺未遂者支援」、「勤務問題」、「遺族支援」、「性的マイノリティ支援」、「誹謗中傷対策」、「自殺報道対策」、「調査研究」、「国際的情報発信」などの取組を更に推進していく。

(自殺対策の数値目標)

また、「自殺対策の数値目標」については、旧大綱において、自殺死亡率を先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させるとの目標を掲げていた。具体的には平成27年に18.5だったものを、令和8年まで13.0以下にするという数値目標となるが、令和2年で16.4とまだ目標達成はできていない状況であったことから、本大綱でも、引き続き、この数値目標を継続することとしている。

このように、本大綱は、これまでの取組の充実に加え、新たな課題への対応を盛り込んだものとなっている。本大綱を踏まえて、各都道府県、市町村の地域自殺対策計画にも反映し、関係機関、関係団体との連携を更に深めながら、地域の実情に応じた効果的な取組を実施していくことが重要となる。

※自殺総合対策大綱について（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/taikou_r041014.html

(2) こどもの自殺対策緊急強化プラン

令和5年6月2日には、こども政策担当大臣を議長とする「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」において、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」がとりまとめられた。

本プランにおいては、「こども・若者の自殺危機対応チーム」を全ての都道府県・指定都市で設置すること等が盛り込まれている。

(3) 地域自殺対策計画の策定等

自殺対策基本法において、都道府県や市町村が自殺対策計画を定め（第13条）、本計画に基づく地域の状況に応じた自殺対策に要する経費に充てるため交付金を交付する（第14条）とされており、地域自殺対策強化交付金の交付に当たり自殺総合対策大綱に基づく自殺対策計画の策定が要件となるので留意願いたい。

地方公共団体は、第4次自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）や地域の実情等を踏まえ、既存の計画の見直しを行っていただきたい。

なお、予算の適正執行等の観点から、交付金の交付の趣旨に則った事業内容の精査に遺漏のないようお願いしたい。

(4) 地域レベルでの自殺対策の取組

自殺対策への取組は、地域自殺対策計画に基づき、その実効性の向上のため、PDCAサイクルを徹底し事業を展開していくことが重要であり、地域自殺対策計画の確認シートを積極的に活用いただきたい。また、都道府県等に設

置されている地域自殺対策推進センターにおいては、管内市区町村の自殺対策推進に関するエリアマネージャーとして、管内市区町村の地域自殺対策計画の策定・進捗管理・検証などの支援等、積極的な取組をお願いしたい。

また、大綱に基づき、厚生労働省においても地域自殺対策推進センターの機能強化（センター長、地域自殺対策プラットフォーム）を推進するための予算の拡充を行っているが、地域づくりとして自殺対策を総合的に推進するため、都道府県におかれては市町村に対し、専任職員の配置や専任部署の設置がされるよう働きかけをお願いする。

<参考> 第4次自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）抜粋

第3 自殺総合対策の基本方針

5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

<地方公共団体>

地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する地方公共団体は、大綱及び地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を策定する。国民一人ひとりの身近な行政主体として、国と連携しつつ、地域における各主体の緊密な連携・協働に努めながら自殺対策を推進する。

（中略）

また、自殺対策と他の施策等とのコーディネート役を担う自殺対策の専任職員を配置したり専任部署を設置するなどして、自殺対策を地域づくりとして総合的に推進することが期待される。

（5）自殺対策に関する指定調査研究等法人の自治体支援

令和2年2月に一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）を厚生労働大臣の指定調査研究等法人として指定し、令和2年4月から業務を開始しているところである。指定法人は、我が国の自殺対策の中核機関として機能するとともに、地域の状況に応じた自殺対策に助言をする役割を担っており、JSCPにおいて各地域を担当する「自治体コンシェルジュ」を配置しているので引き続き活用をお願いしたい。

(6) SNS地域連携包括支援事業、各種モデル事業の活用

令和3年度より、厚生労働省において、全国規模でSNS相談を実施する「基幹SNS相談事業者」を選定し、事業者と自治体や支援団体が連携し、入口から出口まで一貫した包括的支援体制を構築しているところである。

また、地方自治体が、SNS地域連携包括支援事業として、「基幹SNS相談事業者」と連携した包括的支援体制を構築するため、相談支援を行う専任職員を配置し、地域のネットワークを活用しつつ、相談者の相談内容に応じた具体的かつ継続的な支援を実施するために必要な経費を計上している。

SNS相談内容に応じた地域における包括的支援体制を構築し、強化するためには、より多くの地方自治体及び地域のネットワークが連携した対応が不可欠であるため、SNS地域連携包括支援事業の積極的な活用をお願いしたい。

また、令和6年度予算案において、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐため、救急病院退院後の地域における必要な支援へのつながりや継続的支援を行うモデル事業の実施自治体数の増を図るほか、

令和5年度補正予算において、都道府県・指定都市が、精神科医、弁護士、心理士等の多職種で構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験があるこども・若者等、市町村段階では、対応が困難な事案に対し、助言等を行う事業を新たに立ち上げるための予算を計上している。

事業の詳細、公募に関する御案内については、別途事務連絡によりお示ししているが、特に、「こども・若者の自殺危機対応チーム」については、全国設置に向けた取組支援を行っているので、当該事業の積極的な活用をお願いしたい。

(7) ゲートキーパーの普及に向けた取組の推進

第4次自殺総合対策大綱においては、ゲートキーパーの取組の更なる普及促進に向けて以下の内容等が盛り込まれている。(主な内容の抜粋。下線は拡充部分)

- ・ ゲートキーパーの養成を通じて、自殺や自殺対策に関する正しい理解促進の取組を推進する。
- ・ 自殺予防週間、自殺対策強化月間における集中的な広報を含め、年間を通じて広く周知を進めることにより、国民の約3人に1人以上がゲートキーパーについて聞いたことがあるようにすることを目指す。
- ・ 若者を含め、国民一人ひとりが、周りの人の異変に気付いた場合には身近なゲートキーパーとして適切に行動することができるよう、必要な基礎的知識の普及を図る。そのため、全国的にゲートキーパー養成の取組を促進すべく、行政機関や各地域におけるゲートキーパー研修の受講の取組を進める。
- ・ 悩みを抱える者だけでなく、悩みを抱える者を支援する家族や知人、ゲートキーパー等を含めた支援者が孤立せずに済むよう、支援する団体とも連携しながら、これらの家族等に対する支援を推進する。

このため、令和5年度以降、厚生労働省において全国的にゲートキーパー養成の取組を促進していくための研修基盤を整備していくとともに、全国の自治体におけるゲートキーパー養成研修の促進、更にゲートキーパーになった後も安心して活動が継続できるよう必要な支援を拡充していくこととしている。

特に、令和5年度からは、地方自治体によるゲートキーパー養成のより一層の推進を図るために、地域自殺対策強化交付金の国庫補助率を1/2から2/3に引き上げたことから、これまで養成を実施していない自治体についても、交付金を活用した研修の開催について検討をお願いします。

また、いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）が作成した「自治体職員向けゲートキーパー研修 eラーニング」の受講をお願いします。

なお、令和5年度ゲートキーパー基盤整備事業において、現在、テキストの作成等を行っているため、今後、作成したテキストを配布させていただく予定である。

(参考) 令和6年度ゲートキーパー関係予算(案)

(1) ゲートキーパー基盤整備事業(実施主体:国(委託事業))

- ・ 令和5年度における本事業を踏まえて、専門職種等に応じた研修テキスト等の作成、全国ブロック毎の講師養成研修の開催等を実施。

(2) ゲートキーパー養成事業

- ・ 同世代・同性のゲートキーパーの養成を推進することを含め、ゲートキーパーの養成について集中的な取組を実施(地方自治体向け、補助率2/3)。

(3) ゲートキーパー支援事業

- ・ ゲートキーパーになった者が安心して継続的に活動できるよう、ゲートキーパーへの支援を実施(相談、アドバイス、居場所づくりを行う。)(民間団体向け、補助率10/10)。

(8) 自殺報道ガイドラインの周知について

メディアによる自殺報道は、その報じ方によっては、自殺を誘発する可能性があり、特に著名人の自殺に関する報道は影響が大きいことが世界保健機関(WHO)から指摘されている。JSCPにおける分析でも、令和2年7月、10月及び令和4年5月の自殺者の増加については著名人の自殺報道の影響の可能性があることが指摘されている。

WHOでは、メディアが適切な自殺報道を行うよう「Preventing suicide: a resource for media professionals, update 2017」(邦訳「自殺対策を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識」(「自殺報道ガイドライン」、自殺総合対策推進センター訳))を策定しており、厚生労働省及びJSCPにおいて、自殺報道がなされた際には、必要に応じて、報道関係機関等に対して、自殺報道ガイドラインを踏まえた報道を行うよう要請している。

各自治体におかれても、地域における自殺報道の影響が大きいことが想定される事案には貴管内の報道関係機関等に対し、自殺報道ガイドラインを踏まえた報道を行うよう要請していただくとともに、その他、機会を捉えて周知を図っていただくよう、協力をお願いする。

URL: 厚生労働省HP「メディア関係者の方へ」(WHO自殺報道ガイドライン)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/who_tebiki.html

(9) 自殺予防週間（9月）及び自殺対策強化月間（3月）の取組

毎年、9月10日から16日を自殺予防週間、3月を自殺対策強化月間と定め、全国で相談事業の実施・拡充や集中的な広報・啓発活動を行っており、今年度は以下の取組を実施。

URL：令和5年度の広報の取組みについて（自殺対策）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/r5_torikumi.html

令和5年度自殺対策強化月間においては、中高年向けのポスターや動画を作成し、早期の相談を呼びかけるとともに、こどもや若者向けにSNSによる情報発信や相談体制を拡充するなど集中的な啓発活動を実施しているため、ご協力をお願いします。

また、令和6年度自殺予防週間に向けては、長期休暇明け前後にこども・若者の自殺が増加する傾向を踏まえ、8月1日から自殺防止に向けた啓発活動を実施する予定であるので、ご協力をお願いします。

（参考）令和5年度自殺対策強化月間の取組について

○関係省庁の連携強化、3大臣からの国民への呼びかけ

政府一丸となった自殺対策の推進に向けて、厚生労働大臣から関係閣僚に対して協力を依頼するとともに、厚生労働大臣、文部科学大臣、こども政策担当大臣、孤独・孤立対策担当大臣が連名でメッセージを発出したところであり、各自治体におかれても関係部局が連携の上、地域住民への積極的な啓発活動をお願いします。

○各地域での支援情報の発信について

自殺対策に係る広報ポスター、動画、バナー、リーフレット等を集約して、SNSなどを通じて、支援を必要とする方に相談窓口の情報を届けていくためのページ「広げてみよう支え合い」を令和4年8月に設置していること、また、自殺対策強化月間は、厚生労働省公式X（旧Twitter）やFacebookを集中的に投稿予定であることから、広

報、啓発の際は、これらの広報媒体を是非ともご活用いただきたい。

URL：<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/sasaeai/>

○支援情報検索サイトの活用

毎年、自殺対策強化月間及び自殺予防週間にあわせて「支援情報検索サイト」への支援情報の登録をお願いしているが、支援が必要としている人が確実に適切な支援にたどり着けるよう、幅広い分野の支援情報の登録をお願いする。なお、自殺対策強化月間及び自殺予防週間以外の期間でも、「支援情報検索サイト」の更新は可能であるので、新たに追加したい支援情報がある場合には自殺対策推進室にご相談いただきたい。

URL：支援情報検索サイト <http://shienjoho.go.jp/>

参 考 资 料

自殺対策の推進について

(1) 現状・課題

- 第4次自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）において、自殺対策の推進のため、取り組むべき施策が位置づけられた。
- 令和5年6月2日には、こども政策担当大臣を議長とする「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」において、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」がとりまとめられた。
- 令和5年9月8日には、国と地方公共団体の連携を強化し、こどもの自殺対策を一層推進していくため、厚生労働大臣、文部科学大臣、こども政策担当大臣から、首長等宛てに、「こども・若者の自殺危機対応チーム」の推進、ゲートキーパー研修の受講等を盛り込んだ、こどもの自殺対策の推進のためのメッセージを発送した。
- 令和5年の暫定値では、自殺者総数が21,818人となっている。また、男性の自殺者数（14,854人）が2年連続で増加し、女性の自殺者数（6,964人）が4年ぶりに減少するとともに、小中高生の自殺者数は、507人となっている。

(2) 令和6年度の取組

- 関係省庁、自治体、民間団体等が一丸となり、第4次自殺総合対策大綱及びこどもの自殺対策緊急強化プランに掲げる施策を推進。
- 全国におけるゲートキーパー養成の取組、自殺未遂者に対する支援、「こども・若者の自殺危機対応チーム」による支援を推進。
- 地域自殺対策強化交付金において、引き続き、地域の実情に応じた実践的な取組を行う地方自治体や広く全国に事業を展開する民間団体の取組を支援する。
- 令和5年度補正予算には、「電話・SNS相談体制の拡充及びつなぎ支援等」「社会的孤立等を抱える者に対する電話やSNS等を活用した自殺防止等に係る民間団体の取組支援」「こども・若者の自殺危機対応チーム」の立ち上げ支援に係る経費を計上しており、継続した支援を実施。

(3) 依頼・連絡事項

- 第4次自殺総合対策大綱を踏まえ、地域の支援関係者とのネットワーク構築、地域自殺対策推進センターの機能強化等、地域の実情に応じた対策を推進願いたい。
- 「こども・若者の自殺危機対応チーム」については、全ての都道府県・指定都市で設置を目指しているため、未設置の都道府県・指定都市においては積極的に設置を検討願いたい。
- 自殺対策強化月間に向けて、中高年男性に相談を呼びかける広報ポスター、広報動画を作成していることから、当該月間における相談事業の強化や普及啓発について願います。
- 地域自殺対策強化交付金については、予算の適正執行等の観点から、交付金の交付の趣旨に則った事業内容の精査に遺漏のないようお願いする。
- いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）が作成した「自治体職員向けゲートキーパー研修 eラーニング」の受講をお願いする。



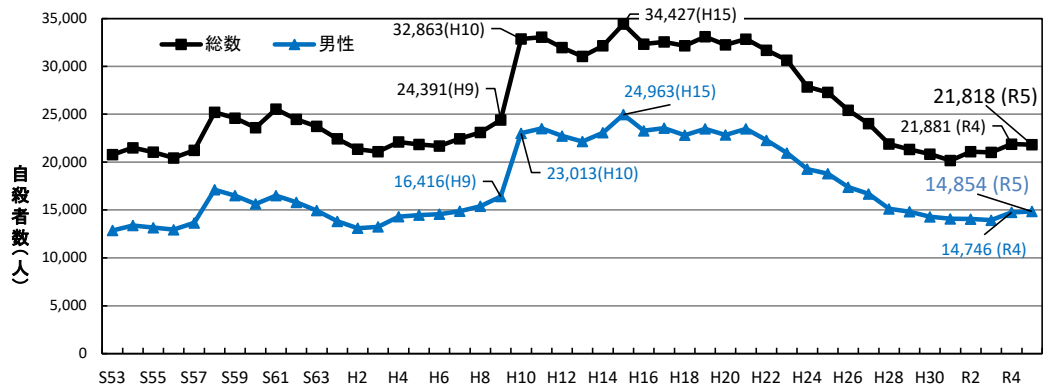
【令和5年（暫定値）】自殺者数の年次推移（昭和53年～令和5年）

令和6年1月26日現在

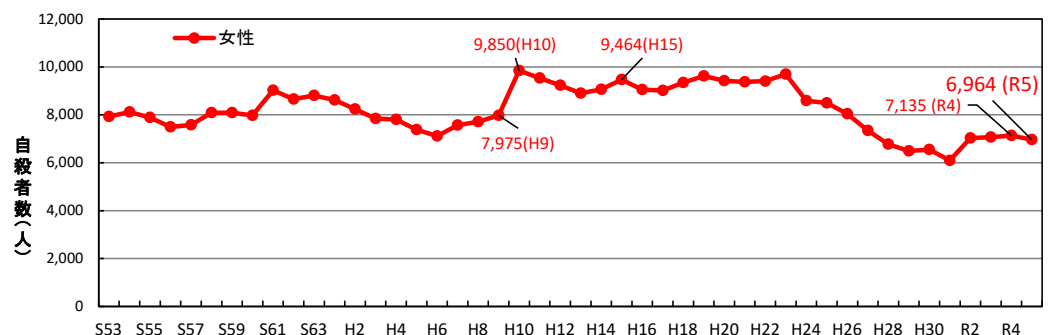
年次別	総数	男性	女性
S53	20,788	12,859	7,929
S54	21,503	13,386	8,117
S55	21,048	13,155	7,893
S56	20,434	12,942	7,492
S57	21,228	13,654	7,574
S58	25,202	17,116	8,086
S59	24,596	16,508	8,088
S60	23,599	15,624	7,975
S61	25,524	16,497	9,027
S62	24,460	15,802	8,658
S63	23,742	14,934	8,808
H1	22,436	13,818	8,618
H2	21,346	13,102	8,244
H3	21,084	13,242	7,842
H4	22,104	14,296	7,808
H5	21,851	14,468	7,383
H6	21,679	14,560	7,119
H7	22,445	14,874	7,571
H8	23,104	15,393	7,711
H9	24,391	16,416	7,975
H10	32,863	23,013	9,850
H11	33,048	23,512	9,536
H12	31,957	22,727	9,230
H13	31,042	22,144	8,898
H14	32,143	23,080	9,063
H15	34,427	24,963	9,464
H16	32,325	23,272	9,053
H17	32,552	23,540	9,012
H18	32,155	22,813	9,342
H19	33,093	23,478	9,615
H20	32,249	22,831	9,418
H21	32,845	23,472	9,373
H22	31,690	22,283	9,407
H23	30,651	20,955	9,696
H24	27,858	19,273	8,585
H25	27,283	18,787	8,496
H26	25,427	17,386	8,041
H27	24,025	16,681	7,344
H28	21,897	15,121	6,776
H29	21,321	14,826	6,495
H30	20,840	14,290	6,550
R1	20,169	14,078	6,091
R2	21,081	14,055	7,026
R3	21,007	13,939	7,068
R4	21,881	14,746	7,135
R5	21,818	14,854	6,964

- 令和5年の自殺者数は暫定値で21,818人となり、対前年比63人（約0.3%）減。
- 男女別にみると、男性は2年連続の増加、女性は4年ぶりの減少となっている。また、男性の自殺者数は、女性の約2.1倍となっている。

総数・男性



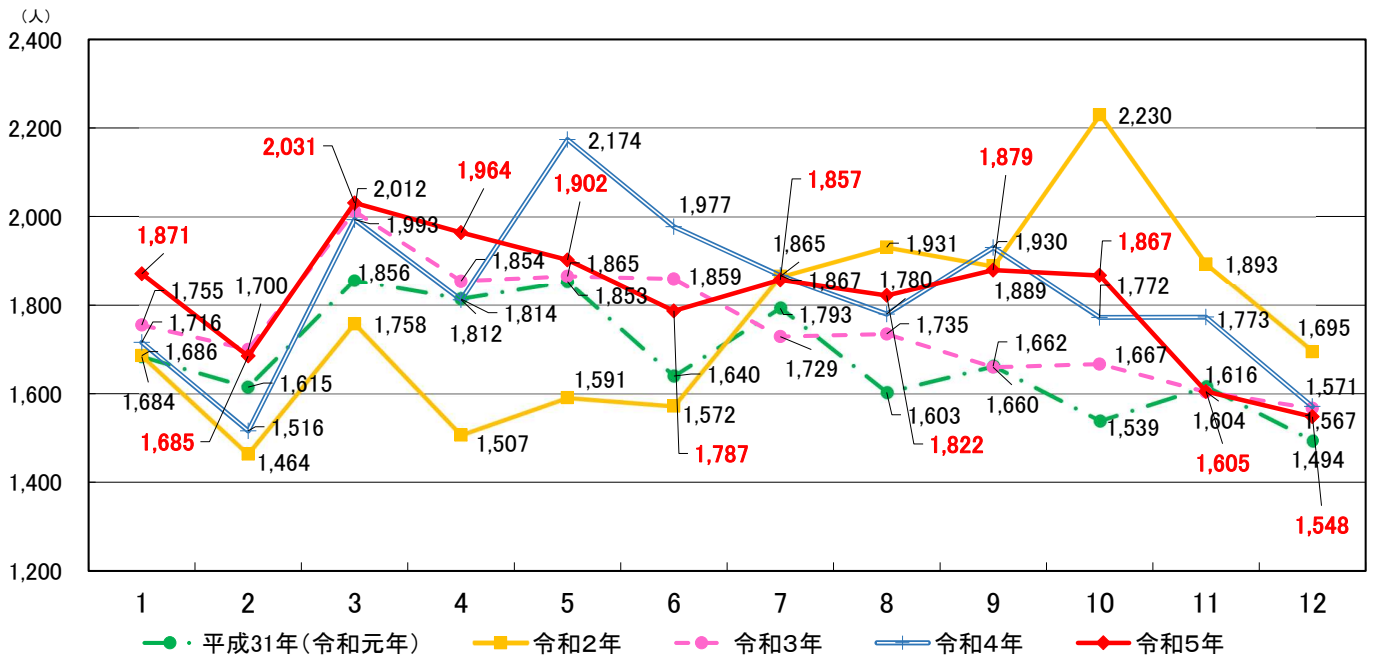
女性



資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成
※令和5年は暫定値

【令和5年（暫定値）】自殺者数の最近の動向（月別総数）

令和6年1月26日現在



		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
令和5年	合計	1,871	1,685	2,031	1,964	1,902	1,787	1,857	1,822	1,879	1,867	1,605	1,548	21,818
	男性	1,240	1,180	1,445	1,370	1,312	1,196	1,248	1,220	1,288	1,264	1,062	1,029	14,854
	女性	631	505	586	594	590	591	609	602	591	603	543	519	6,964
令和4年	合計	1,716	1,516	1,993	1,812	2,174	1,977	1,867	1,780	1,930	1,772	1,773	1,571	21,881
	男性	1,146	1,028	1,355	1,231	1,447	1,315	1,260	1,215	1,283	1,230	1,185	1,051	14,746
	女性	570	488	638	581	727	662	607	565	647	542	588	520	7,135
対前年増減数(月別) (5-4)	総数	155	169	38	152	-272	-190	-10	42	-51	95	-168	-23	-63
	男性	94	152	90	139	-135	-119	-12	5	5	34	-123	-22	108
	女性	61	17	-52	13	-137	-71	2	37	-56	61	-45	-1	-171
対前年増減率(月別) (5/4)	総数	9.0%	11.1%	1.9%	8.4%	-12.5%	-9.6%	-0.5%	2.4%	-2.6%	5.4%	-9.5%	-1.5%	-0.3%
	男性	8.2%	14.8%	6.6%	11.3%	-9.3%	-9.0%	-1.0%	0.4%	0.4%	2.8%	-10.4%	-2.1%	0.7%
	女性	10.7%	3.5%	-8.2%	2.2%	-18.8%	-10.7%	0.3%	6.5%	-8.7%	11.3%	-7.7%	-0.2%	-2.4%

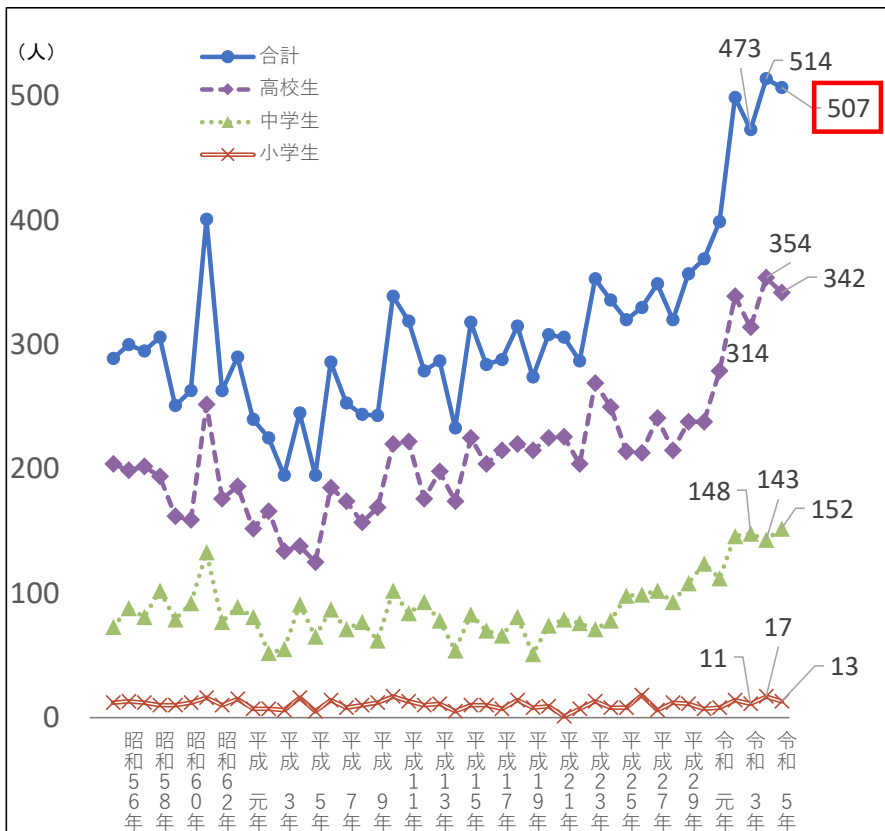
※令和4年は確定値、令和5年は暫定値

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

【令和5年（暫定値）】小中高生の自殺者数年次推移

令和6年1月26日現在

○小中高生の自殺者数は、近年増加傾向が続き、令和5年（暫定値）では507人と、過去最多の水準となっている。

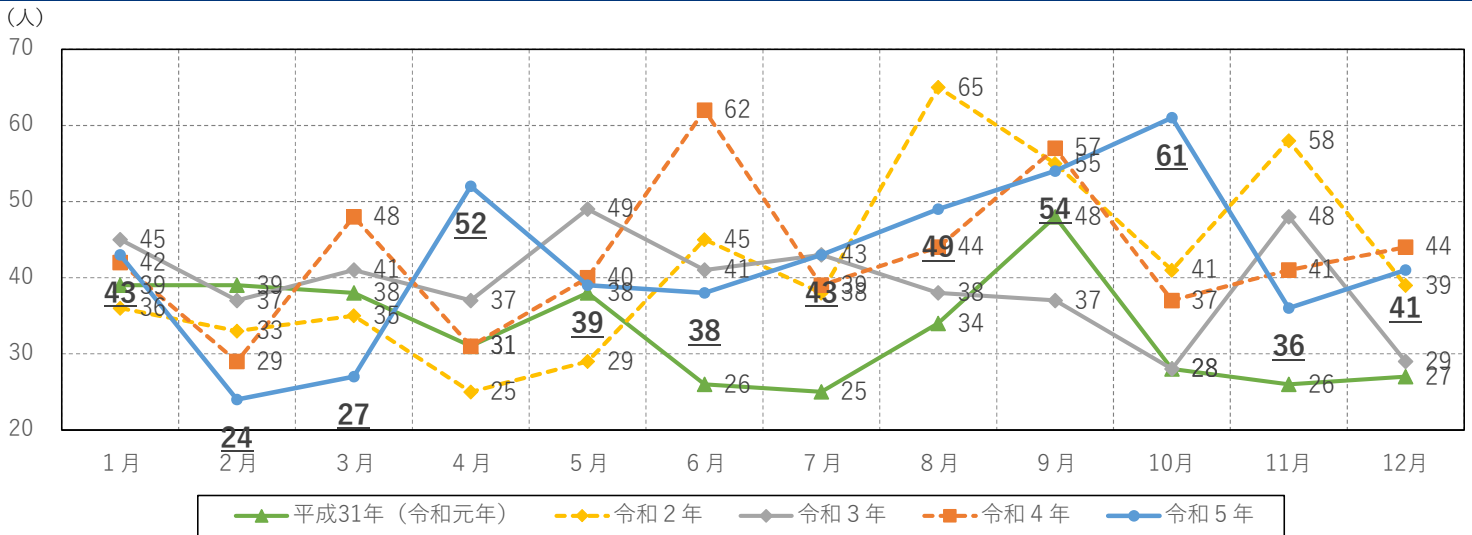


【令和4年、令和5年（暫定値）】小中高生の自殺者数年次比較

	令和4年	令和5年（暫定値）	対前年増減数 (R5 - R4)
合計	514人	507人	-7
小学生	17人	13人	-4
中学生	143人	152人	9
高校生	354人	342人	-12

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

※令和4年は確定値、令和5年は暫定値



		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
令和5年	小中高生計	43	24	27	52	39	38	43	49	54	61	36	41	507
	うち小学生	3	1	0	2	1	0	1	0	0	3	1	1	13
	うち中学生	14	9	11	12	9	14	12	18	11	22	9	11	152
	うち高校生	26	14	16	38	29	24	30	31	43	36	26	29	342
令和4年	小中高生計	42	29	48	31	40	62	39	44	57	37	41	44	514
	うち小学生	1	1	1	1	1	3	0	3	2	0	2	2	17
	うち中学生	15	8	12	9	9	14	8	10	18	13	14	13	143
	うち高校生	26	20	35	21	30	45	31	31	37	24	25	29	354
対前年増減数(月別) 〈5-4〉	小中高生計	1	-5	-21	21	-1	-24	4	5	-3	24	-5	-3	-7
	うち小学生	2	0	-1	1	0	-3	1	-3	-2	3	-1	-1	-4
	うち中学生	-1	1	-1	3	0	0	4	8	-7	9	-5	-2	9
	うち高校生	0	-6	-19	17	-1	-21	-1	0	6	12	1	0	-12
対前年増減率(月別) 〈5/4〉	小中高生計	2.4%	-17.2%	-43.8%	67.7%	-2.5%	-38.7%	10.3%	11.4%	-5.3%	64.9%	-12.2%	-6.8%	-1.4%
	うち小学生	200.0%	0.0%	-100.0%	100.0%	0.0%	-100.0%	-	-100.0%	-100.0%	-	-50.0%	-50.0%	-23.5%
	うち中学生	-6.7%	12.5%	-8.3%	33.3%	0.0%	0.0%	50.0%	80.0%	-38.9%	69.2%	-35.7%	-15.4%	6.3%
	うち高校生	0.0%	-30.0%	-54.3%	81.0%	-3.3%	-46.7%	-3.2%	0.0%	16.2%	50.0%	4.0%	0.0%	-3.4%

※令和4年は確定値、令和5年は暫定値

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

「第4次自殺総合対策大綱」（令和4年10月14日閣議決定）のポイント

- 自殺対策基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると男性は38%減、女性は35%減となっており、これまでの取組みに一定の効果があったと考えられる。（平成18年:32,155人→令和元年:20,169人）
- 自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、男性が大きな割合を占める状況は続いているが、更にコロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、**女性は2年連続の増加、小中高生は過去最多の水準となっていることから、今後5年間で取り組むべき施策を新たに位置づける。**

1 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化

- ▶ 自殺等の事案について**詳細な調査や分析**をすすめ、自殺を防止する方策を検討。
- ▶ **子どもの自殺危機に対応していくチーム**として学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることができる仕組み等の構築。
- ▶ 命の大切さ・尊さ、**SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応**等を含めた教育の推進。
- ▶ 学校の**長期休業時の自殺予防強化、タブレットの活用**等による自殺リスクの把握やプッシュ型支援情報の発信。
- ▶ 令和5年4月に設立が予定されている「**こども家庭庁**」と連携し、**子ども・若者の自殺対策を推進する体制を整備。**

2 女性に対する支援の強化

- ▶ **妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策を「当面の重点施策」に新たに位置づけて取組を強化。**

3 地域自殺対策の取組強化

- ▶ **地域の関係者のネットワーク構築**や支援に必要な情報共有のための**プラットフォームづくり**の支援。
- ▶ 地域自殺対策推進センターの機能強化。

4 総合的な自殺対策の更なる推進・強化

- ▶ **新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進。**
- ▶ 国、地方公共団体、医療機関、民間団体等が**一丸となって取り組んできた総合的な施策の更なる推進・強化。**

■ 孤独・孤立対策等との連携 ■ 自殺者や親族等の名誉等 ■ ゲートキーパー普及※ ■ SNS相談体制充実 ■ 精神科医療との連携
 ■ 自殺未遂者支援 ■ 勤務問題 ■ 遺族支援 ■ 性的マイノリティ支援 ■ 誹謗中傷対策 ■ 自殺報道対策 ■ 調査研究 ■ 国際的情報発信など

※ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

「第4次自殺総合対策大綱」の概要

※赤字は旧大綱からの主な変更箇所

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている
- ✓ **新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進(新)**
 - ・自殺への影響について情報収集・分析
 - ・ICT活用を推進
 - ・女性、無業者、非正規雇用労働者、ひとり親、フリーランス、児童生徒への影響も踏まえた対策
- ✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
 - ・自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持つ旨を明確化
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
 - ・こども家庭庁(令和5年4月に設立予定)、孤独・孤立対策等との連携
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
 - ・地域の支援機関のネットワーク化を推進し必要な情報を共有する地域プラットフォームづくりを支援
6. **自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する(新)**
 - ・自殺者、自殺未遂者、親族等への配慮

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

- 重点施策の拡充内容については、次頁以降
1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
 2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
 3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
 4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
 5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
 6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
 7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
 8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
 9. 遺された人への支援を充実する
 10. 民間団体との連携を強化する
 11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
 12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
 13. **女性の自殺対策を更に推進する(新)**

第5 自殺対策の数値目標

- ✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。 ※旧大綱の数値目標を継続(平成27年:18.5 ⇒ 令和8年:13.0以下) ※令和2年:16.4

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
 - ・指定調査研究等法人(いのち支える自殺対策推進センター)が、エビデンスに基づく政策支援、地域が実情に応じて取り組むための人材育成等を推進
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
 - ・地域自殺対策計画の策定・見直し等への支援
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し
 - ・社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年を目途に見直しを行う

「第4次自殺総合対策大綱」

<第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要>

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

- 地域自殺実態プロフィール、地域自殺対策の政策パッケージの作成
- 地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援
- **地域自殺対策推進センターへの支援**
 - ・地域自殺対策推進センター長の設置の支援
 - ・全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援
- 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す

- 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- **児童生徒の自殺対策に資する教育の実施**
 - ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
- **自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及、うつ病等についての普及啓発**
 - ・「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の普及
 - ・メンタルヘルスの正しい知識の普及促進

3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

- **自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用**
 - ・相談機関等に集約される情報の活用の検討
- **子ども・若者及び女性等の自殺調査、死因究明制度との連動**
 - ・自殺等の事案について詳細な調査・分析
 - ・予防のための子どもの死亡検証(CDR: Child Death Review)の推進
 - ・若者、女性及び性的マイノリティの生きづらさ等に関する支援一体系の実態把握
- **コロナ禍における自殺等の調査**
- **うつ病等の精神疾患の病態解明等につながる学際的研究**

4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

- 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
- 連携調整を担う人材の養成
- かかりつけ医、地域保健スタッフ、公的機関職員等の資質向上
- 教職員に対する普及啓発
- 介護支援専門員等への研修
- **ゲートキーパーの養成**
 - ・若者を含めたゲートキーパー養成
- **自殺対策従事者への心のケア**
 - ・スーパーバイザーの役割を果たす専門職の配置等を支援
- **家族・知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援**

5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

- **職場におけるメンタルヘルス対策の推進**
 - ・パワーハラスメント対策の推進、SNS相談の実施
- 地域における心の健康づくり推進体制の整備
- 学校における心の健康づくり推進体制の整備
- 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- 精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置
- **精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等**
 - ・自殺の危険性の高い人を早期に発見し確実に精神科医療につなげるよう体制の充実
- **子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備**
 - ・子どもの心の診療体制の整備
- **うつ病、依存症等うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策**

7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

- **相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信、アウトリーチ強化**
- **ICT(インターネット・SNS等)活用**
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進。
- **インターネット上の誹謗中傷及び自殺関連情報対策の強化**
 - ・自殺の誘引・勧誘等情報についての必要な自殺防止措置・サイバーパトロールによる取組を推進
 - ・特定個人を誹謗中傷する書き込みの速やかな削除の支援や人権相談等を実施
- **ひきこもり、児童虐待、性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭に対する支援**
- **性的マイノリティの方等に対する支援の充実**
- 関係機関等の連携に必要な情報共有
- **自殺対策に資する居場所づくりの推進**
 - ・オンラインでの取組も含めて孤立を防ぐための居場所づくり等を推進
- **報道機関に対するWHOガイドライン等の周知**
- **自殺対策に関する国際協力の推進**

「第4次自殺総合対策大綱」

＜第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- 地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備
- 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実
- 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
 - ・自殺未遂者を退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療連携体制の整備
 - ・自殺未遂者から得られた実態を分析し、匿名でのデータベース化を推進
- 居場所づくりとの連動による支援
- 家族等の身近な支援者に対する支援
 - ・傾聴スキルを学べる動画等の作成・啓発
- 学校、職場等での事後対応の促進

9. 遺された人への支援を充実する

- 遺族の自助グループ等の運営支援
- 学校、職場等での事後対応の促進
 - ・学校、職場、公的機関における遺族等に寄り添った事後対応等の促進
- 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等
 - ・遺族等が直面する行政上の諸手続や法的問題等への支援の推進
- 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- 遺児等への支援
 - ・ヤングケアラーとなっている遺児の支援強化

10. 民間団体との連携を強化する

- 民間団体の人材育成に対する支援
- 地域における連携体制の確立
- 民間団体の相談事業に対する支援
 - ・多様な相談ニーズに対応するため、SNS等を活用した相談事業支援を拡充
- 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- いじめを苦しめた子どもの自殺の予防
- 学生・生徒への支援充実
 - ・長期休業の前後の時期における自殺予防を推進
 - ・タブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型の支援情報の発信を推進
 - ・学校、地域の支援者等が連携して子どもの自殺対策にあたることのできる仕組みや緊急対応時の教職員等が迅速に相談を行える体制の構築
 - ・不登校の子どもへの支援について、学校内外における居場所等の確保
- SOSの出し方に関する教育の推進
 - ・命の大切さ・尊厳、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
 - ・子どもがSOSを出しやすい環境を整えるとともに、大人が子どものSOSを受け止められる体制を構築
- 子ども・若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進
- 知人等への支援
 - ・ゲートキーパー等を含めた自殺対策従事者の心の健康を維持する仕組みづくり
- 子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備
 - ・こども家庭庁と連携し、体制整備を検討

12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

- 長時間労働の是正
 - ・勤務時間管理の徹底及び長時間労働の是正の推進
 - ・勤務間インターバル制度の導入促進
 - ・コロナ禍で進んだテレワークを含め、職場のメンタルヘルス対策の推進
 - ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過労死等の防止対策を推進
 - ・副業・兼業への対応
- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ハラスメント防止対策
 - ・パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止

13. 女性の自殺対策を更に推進する

- 妊産婦への支援の充実 (新設)
 - ・予期せぬ妊娠等により身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等について性と健康の相談センター事業等による支援を推進
- コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援
 - ・子育て中の女性等を対象にきめ細かな就職支援
 - ・配偶者等からの暴力の相談体制の整備を進める等、被害者支援の更なる充実
 - ・様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい相談支援等の地方公共団体による取組を支援
- 困難な問題を抱える女性への支援

こどもの自殺対策緊急強化プラン（概要）

令和5年6月2日
こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議

- 近年、小中高生の自殺者数は増加しており、令和4年の小中高生の自殺者数は514人と過去最多となった。
- 関係省庁連絡会議を開催。有識者・当事者の方々からのヒアリングも踏まえ、こどもの自殺対策の強化に関する施策をとりまとめた。
- このとりまとめに基づき、自殺に関する情報の集約・分析、全国展開を目指した1人1台端末の活用による自殺リスクの把握や都道府県等の「若者自殺危機対応チーム」の設置の推進など、総合的な取組を進めていく。
- 今後、さらにそれぞれの事項についてより具体化を図った上で、こども大綱に盛り込むよう検討を進める。

こどもの自殺の要因分析

- ・ 警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する自殺統計及びその関連資料を集約し、多角的な分析を行うための調査研究の実施（自殺統計原票、救急搬送に関するデータ、CDRによる検証結果、学校の設置者等の協力を得て詳細調査の結果等も活用）
- ・ 学校等における児童生徒等の自殺又は自殺の疑いのある事案についての基本調査・詳細調査の実施。国における調査状況の把握・公表 等

自殺予防に資する教育や普及啓発等

- ・ すべての児童生徒が「SOSの出し方に関する教育」を年1回受けられるよう周知するとともに、こどものSOSをどのように受け止めるのかについて、教員や保護者が学ぶ機会を設定
- ・ 「心の健康」に関して、発達段階に応じて系統性をもって指導。「心の健康」に関する啓発資料の作成・周知 等

自殺リスクの早期発見

- ・ 1人1台端末の活用等による自殺リスクの把握のための、システムの活用方法等を周知し、全国の学校での実施を目指す。科学的根拠に基づいた対応や支援のための調査研究
- ・ 自殺リスク含む支援が必要なこどもや家庭を早期に把握・支援するため、個人情報等の適正な取扱いを確保しながら、教育・保健・福祉などの情報・データを分野を超えた連携に取り組む
- ・ 公立小学校、中学校等でのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置促進 等

電話・SNS等を活用した相談体制の整備

- ・ 「孤独ダイヤル」（#9999）の試行事業の実施
- ・ LINEやウェブチャット・孤立相談等のSNSを活用した相談体制の強化 等

自殺予防のための対応

- ・ 多職種の専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を都道府県等に設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者など市町村等では対応が困難な場合に、助言等を行うモデル事業の拡充。その上で、危機対応チームの全国展開を目指す
- ・ 不登校児童生徒への教育機会の確保のための関係機関の連携体制の整備や、不登校特例校の設置促進・充実 等

遺されたこどもへの支援

- ・ 地域における遺児等の支援活動の運営の支援 等

こどもの自殺対策に関する関係省庁の連携及び体制強化等

- ・ こども家庭庁の自殺対策室の体制強化、関係省庁と連携した啓発活動
- ・ 「こども若者★いけんぷらす」によるこどもの意見の公聴、制度や政策への反映（支援につながりやすい周知の方法も含む）
- ・ 関係閣僚によるゲートキーパー研修の受講及び全国の首長に向けた受講呼びかけメッセージの作成 等

こどもの自殺対策緊急強化プランのポイント

リスクの早期発見

1人1台端末の活用等により、自殺リスクの把握や適切な支援につなげるため、有償・無償で利用できるシステムやその活用方法、マニュアル等を整理・作成し、全国の教育委員会等に周知し、**全国の学校での実施を目指す**とともに、科学的根拠に基づいた対応や支援を可能とするための調査研究を実施し成果を普及する



的確な対応

多職種の専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を都道府県等に設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者など市町村等では対応が困難な場合に、助言等を行うモデル事業の拡充を図るとともに、より効果的な取組となるよう、運営に関するガイドラインの策定も含め、実施自治体に対し、指定調査研究等法人が必要な支援を行う。その上で、「若者の自殺危機対応チーム」の**全国への設置を目指す**



要因分析

警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する**自殺に関する統計及びその関連資料を集約し、多角的な分析を行う**ための調査研究を立ち上げ、EBPMの視点も踏まえ、こどもの自殺の実態解明に取り組むとともに、分析に当たっての課題把握に取り組む



こどもが自ら命を絶つようなことのない社会の実現

自殺総合対策の推進

<自殺総合対策大綱に掲げた数値目標>
自殺死亡率を令和8年までに
平成27年比で30%以上減少

※自殺死亡率とは、人口10万人当たりの自殺による死亡率をいうもの。平成27年の自殺死亡率は18.5であり、それを30%以上減少させると13.0以下となる。

令和6年度当初予算案 38.9億円(令和5年度当初予算37.0億円)

【内訳】

地域自殺対策強化交付金	30.5億円	(29.8億円)
地域自殺対策推進センター運営事業費	1.2億円	(1.1億円)
調査研究等業務交付金	6.0億円	(4.9億円)
ゲートキーパー基盤整備事業費	0.3億円	(0.3億円)
その他(本省費)	0.9億円	(0.9億円)

※令和5年度補正予算額

地域自殺対策強化交付金 20.7億円

1. 地域自殺対策強化交付金による自殺対策の推進 (令和6年度当初予算案：30.5億円)

- 自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱(令和4年10月14日閣議決定)に基づき、地域の実情に応じた相談対応、普及啓発、自殺未遂者や自死遺族への支援等に対する実践的な自殺対策の取組を支援
- 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐため、救急病院退院後の地域における必要な支援へのつなぎや継続的支援を行うモデル事業の実施

**自治体・NPO等による自殺対策の取組支援、
こども・若者の自殺危機対応チームの立ち上げ支援**
(令和5年度補正予算額：20.7億円)

- 都道府県・指定都市が行う電話・SNSを活用した相談体制の強化及び地域の支援機関へのつなぎ支援の実施。また、相談員のなり手不足の解消、資質の向上又は定着、その他相談支援の環境整備等への支援の実施
- 社会的孤立等を抱える者に対する電話やSNS等を活用した自殺防止等に係る民間団体の取組支援
- 都道府県・指定都市が、精神科医、弁護士、心理士等の多職種の専門家で構成されるチームを設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験があるこども・若者等、市町村段階では、対応が困難な事案に対し、助言等を行う事業の実施を支援

2. 都道府県自殺対策プラットフォームの構築 (令和6年度当初予算案：1.2億円)

- 都道府県が市町村等に対して支援を行う際などに、各都道府県における自殺対策の関係機関が、それぞれの組織単独で対応したのでは十分な効果を生まない場合があるため、関係機関等が情報の共有や実務的な連携を行うための枠組みである「地域自殺対策プラットフォーム」の構築を支援

3. 指定調査研究等法人の機能確保等 (令和6年度当初予算案：7.2億円)

- 我が国の自殺対策の中核として機能する指定調査研究等法人において、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」や、自殺総合対策大綱を踏まえた取組等を推進するため、こどもの自殺対策の強化の観点から、「こども・若者の自殺危機対応チーム」事業に取り組む地方自治体への支援を行うとともに、指定調査研究等法人における体制の拡充として、自殺念慮を抱えている方に強い影響を与える懸念のある著名人の自殺報道等への対応を強化
- 自殺予防週間及び自殺対策強化月間等に、全国的な普及啓発活動を実施
- ゲートキーパー普及に向けた基盤の構築(研修教材作成、講師養成等)

地域自殺対策強化交付金

令和6年度当初予算案 30.5億円

事業概要・目的

【事業の目的】

- 我が国の自殺者数は、21,881人（令和4年）となっており、依然として高い水準で推移している深刻な状況にある。
- 自殺対策基本法に基づき、地域における自殺の実態及び特性に即した自殺対策等を支援するために、交付金を交付することとしている。
- 地域の特性に応じた継続的な対策を後押しし、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指す。

【事業の概要】

- 交付金の交付により、地域の実情に応じた実践的な取組を行う地方自治体や広く全国に事業を展開する民間団体の取組を支援する。

事業イメージ・具体例

地域の実情に応じて、様々な世代やリスク要因に対応した自殺対策を実施する。

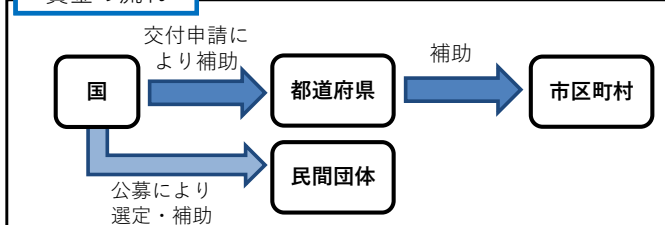
<①地域自殺対策強化事業（地方自治体向け）補助率1/2,2/3,10/10>

- 対面、電話、SNS相談の実施
 - ・自殺予防関連の相談会の開催
 - ・電話やSNS等を活用した相談窓口の設置
- 人材養成の支援
 - ・各種相談員の養成
 - ・ゲートキーパーの養成
- 適切な情報の発信
 - ・支援情報や自殺相談窓口等に関する情報の周知
- 自殺未遂者や自死遺族への支援
 - ・自殺未遂者への継続的支援や自死遺族団体に対する活動支援
- こども・若者の自殺危機対応チームによる支援等

<②自殺防止対策事業（民間団体向け）補助率10/10>

- 全国的な自殺防止対策に取り組む民間団体が行う
 - ・電話・SNS等による相談活動
 - ・自殺念慮者やハイリスク者に対するアウトリーチ支援
 - ・ゲートキーパーになった者に対する支援等
- の取組を支援。

資金の流れ



期待される効果

地域自殺対策計画に基づく地域の状況に応じた自殺対策への取組を支援し、自殺念慮者等に対し、その背景にある様々な要因に応じた「生きる支援」を行うことで、安心・安全な社会の実現に寄与し、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現が期待される。

こども・若者の自殺危機対応チーム事業の更なる推進

令和6年度当初予算案 37億円の内数（35億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

※ 令和5年度補正予算額 20.7億円の内数

（37億円の内訳）
地域自殺対策強化交付金 31億円
調査研究等業務交付金 6億円

1 事業の目的

- 令和4年（2022年）の中小高生の自殺者数は、過去最多の514人となっており、自殺予防などへの取組について強化していく必要がある。特に、自殺未遂歴や、自傷行為等のあるハイリスク者への危機介入の強化が必要。
- こどもの自殺対策緊急強化プラン（令和5年6月2日決定）や、自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）においても、こどもの自殺危機に対応していくチームとして、学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることのできる仕組みの構築について盛り込まれている。
- こうした状況を踏まえ、こどもの自殺対策の強化の観点から、こどもや若者の自殺危機対応チームの設置によるこどもや若者の困難事案への的確な対応に向け、引き続き、取組を推進する必要がある。

2 事業の概要・スキーム

多職種の専門家で構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業を実施する。

こども・若者の自殺危機対応チーム（事務局：地域自殺対策推進センター等）

○支援対象者：次の若者のうち、市町村等での対応困難な場合に対応チームによる支援を必要とする者

- ①自殺未遂歴がある、②自傷行為の経験がある、③自殺をほのめかす言動があり、自殺の可能性が否定できない、④家族を自殺で亡くしている 等

○構成：精神科医、心理士、精神保健福祉士、弁護士、NPO法人 等 ※ケースや地域の実情・課題により必要な人員とする

○内容：地域の関係機関からの支援要請を受けて、以下を実施。

- ①チーム会議の開催：支援方針・助言等の検討
- ②支援の実施：支援方針に基づく地域の関係機関への指導・助言、現地調査
- ③支援の終了：地域の関係機関への引継

○都道府県・指定都市への取組支援：

厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」が、長野県等の取組に係る情報を整理し、本事業に取り組む都道府県・指定都市への支援を行う。



3 実施主体等

実施主体：都道府県・指定都市、厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」

補助率：10/10

自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業

令和6年度当初予算案 37億円の内数 (35億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

(37億円の内訳)
 地域自殺対策強化交付金 31億円
 調査研究等業務交付金 6億円

1 事業の目的

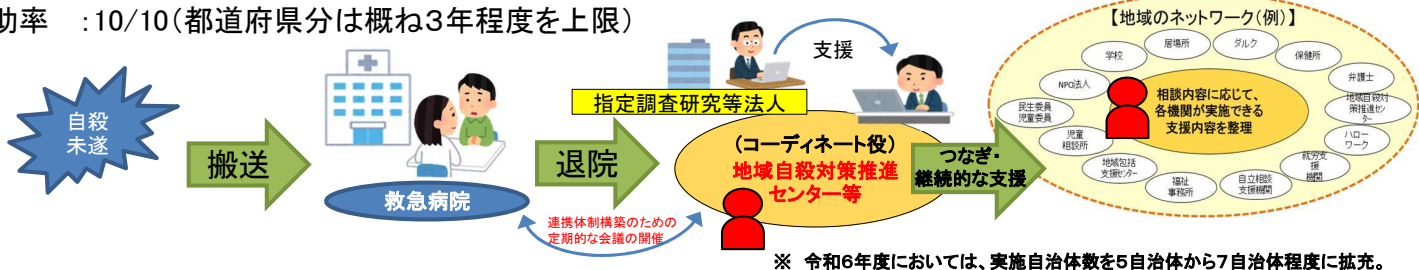
- 我が国の自殺者数は、21,881人(令和4年)となっており、依然として高い水準で推移している深刻な状況にある。
- 自殺総合対策大綱(令和4年10月14日閣議決定)でも、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐことの重要性が盛り込まれている。
- 未遂者が退院後、地域に戻った際に必要な支援へのつなぎ・継続的支援を行う、都道府県等における推進体制を整備することを目的とする。

2 事業の概要

- 令和5年度に引き続き、自殺未遂者の自殺企図の再発を防止するため、コーディネーターを配置し、「自傷・自殺未遂レジストリ」に参加している救急病院退院後の地域における必要な支援へのつなぎ・継続的支援を行うモデル事業の実施。
- また、都道府県の設置する地域自殺対策推進センターと救急病院等の関係機関の連携体制構築のための定期的な会議を実施。(地域自殺対策強化交付金)
- 事業実施に当たっては、「いのち支える自殺対策推進センター」からの情報提供、研修等の支援を受けて行うものとする。このため、同センターの体制の強化を図る(調査研究等業務交付金)

3 事業スキーム・実施主体等

実施主体: 都道府県(自傷・自殺未遂レジストリの参画救急病院を所管する都道府県に限る。)
 厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」
 補助率 : 10/10(都道府県分は概ね3年程度を上限)



都道府県自殺対策プラットフォームの構築

令和6年度当初予算案 1.2億円の内数 (1.1億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 自殺総合対策大綱(令和4年10月14日閣議決定)において、「地域自殺対策推進センターが地域自殺対策の牽引役として自殺対策を進められるよう、地域自殺対策推進センター長の設置及び全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援することや、「地域においては、地方公共団体、民間団体の相談窓口及び相談者の抱える課題に対応する制度や事業を担う支援機関(地域自殺対策推進センター、精神保健福祉センター、保健所等)とのネットワーク化を推進し、当該ネットワークを活用した必要な情報の共有が可能となる地域プラットフォームづくりを支援する」ところについて盛り込まれている。

- このため、都道府県・指定都市自殺対策推進センターにおけるセンター長の配置、及び各都道府県における地域自殺対策推進センターを事務局とした地域自殺対策プラットフォームの構築を支援するため、地域自殺対策推進センター運営事業の拡充を図る。

2 事業の概要・スキーム

1. センター長の配置 (都道府県・指定都市)

新たな大綱において、都道府県・指定都市自殺対策の実務責任者として「地域自殺対策推進センター長」を任命し、責任の所在を明確にすることとされたところであり、新たに専任の職員の配置や会議開催に要する経費を拡充する。

2. プラットフォームの構築 (都道府県)

都道府県が市町村等に対して支援を行う際などに、各都道府県における自殺対策の関係機関が、それぞれの組織単独で対応したのでは陥りかねない資源不足を補うため、当該関係機関等が情報の共有や実務的な連携を行うための枠組みとして「地域自殺対策プラットフォーム」を構築することが新たな大綱において明記したところ。

これら連携を円滑に行うために、地域自殺対策推進センターに自殺対策連携推進員等を配置するほか、連絡調整に係る会議開催に要する経費を拡充する。

3 実施主体等

- 地域自殺対策推進センター長の配置・・・実施主体: 都道府県・指定都市、補助率: 1/2
- 都道府県自殺対策プラットフォームの構築・・・実施主体: 都道府県、補助率: 1/2

令和6年度当初予算案 6.0億円 (4.9億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 自殺対策の一層の充実を図ることを目的として、「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」に基づき、「一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター(JSCP)」が厚生労働大臣指定調査研究等法人として指定されている。
- 令和4年の小中高生の自殺者数が令和2年を越えて過去最多の514人となったことを踏まえ、こどもの自殺対策緊急強化プラン(令和5年6月2日決定)や、自殺総合対策大綱(令和4年10月14日閣議決定)を踏まえた取組等を推進するため、指定調査研究等法人の取組、体制を強化する必要がある。

2 事業の概要・スキーム

○こどもの自殺対策の強化

(1)こどもの自殺に関する情報収集・調査分析の体制強化

こどもの自殺対策の推進に必要なデータ等を収集・分析する体制を強化するため、情報収集・調査分析を担当する職員を増員する。

(2)こども・若者の自殺危機対応チーム事業に取り組む自治体への支援の強化等

こども・若者の自殺危機対応チームを設置し、運営する自治体への支援を強化するため、担当職員を増員するとともに、事例の収集・整理、ガイドラインの策定に向けた検討等に要する経費を拡充する。

(3)自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業に取り組む自治体への支援の強化等

自傷・自殺未遂レジストリに登録された自殺未遂に関する情報の調査分析を実施し、より有効な自殺未遂者支援に活用するため、担当職員を増員するとともに、自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業に取り組む自治体数の拡充を踏まえ、それらの自治体に対する研修の実施に要する経費を拡充する。

○指定調査研究等法人における体制の拡充

(4)著名人の自殺報道等への対応の強化

著名人の自殺報道等について、手段や場所等の詳細を報じることは、その内容や報じ方によってはこどもや若者、自殺念慮を抱えている人に強い影響を与えかねないため、担当職員の増員や自殺報道に関する勉強会の開催等により、WHO発行の『自殺報道ガイドライン』を踏まえた報道が実施されるよう、対応を強化する。

(5)自殺対策に取り組む自治体、民間団体への支援等の強化

自治体職員向けeラーニングの運用及び研修内容の充実、都道府県自殺対策プラットフォームの構築に取り組む自治体職員や自殺対策に取り組む民間団体関係者に対する研修の企画、実施等に要する経費を確保する。

(6)海外への情報発信、海外の取組の情報収集等を通じた国際連携の推進

日本の自殺対策の取組についての国際的な発信、海外の自殺対策の情報収集等を行い、国際連携の推進を図るため、外国旅費等の経費を拡充する。

3 実施主体等

実施主体:厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」 補助率 :10/10

調査研究等業務交付金

令和6年度当初予算案:6.0億円

目的等

- ◆自殺対策基本法(平成18年法律第85号)の趣旨にのっとり、調査研究等の推進により、自殺対策の一層の充実を図ることを目的として、令和元年9月12日に施行された「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」(令和元年法律第32号)第4条に基づき、「一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター(JSCP、代表理事:清水康之)」を指定調査研究等法人として指定。

事業内容

自殺の実態等の調査研究・検証の実施とその成果の活用

- ◆自殺対策を総合的に推進していくため、社会学、経済学、応用統計学等の学際的な調査研究を推進する。
- ◆都道府県・市町村等が地域の状況に応じた実効性のある自殺対策を推進できるよう、地域毎の自殺の実態や政策ニーズの把握と分析等、総合的な政策の企画立案・関連施策の連携につながる調査研究を推進する。

地域の状況に応じた自殺対策の策定及び実施

- ◆各都道府県・指定都市の地域自殺対策推進センター等の担当者や自殺対策関係者に対し、指導助言を行う。
- ◆国と地方の連携を図るため、連絡会議を開催するとともに、必要に応じて、市町村との意見交換や指導を行うためのブロック会議を開催する。

調査研究・検証を行う者に対する助成

- ◆革新的自殺研究を推進するため、必要な助言、評価等を行う体制を構築して、調査研究等を行う者に対して助成を行う。(革新的研究プログラム)

地方公共団体等の関係職員に対する研修

- ◆地方公共団体の職員、自殺対策に係る活動を行う民間団体の職員、その他の関係者に対する研修を行う。
- ◆自殺未遂者の再度の自殺を防止するため、医療従事者を対象にした研修を行う。

先進的な取組に関する情報の収集、整理、提供

- ◆我が国の自殺対策の情報発信、海外の自殺対策の先進事例の収集等、国際連携に取り組む。

自傷・自殺未遂レジストリの運用

- ◆自傷・自殺未遂レジストリを運用し、自殺未遂者の実態把握や調査分析を行う。

施策名：地域における自殺防止対策の強化

① 施策の目的

- ・自殺念慮を抱える者に対する適切な相談支援と、相談支援から地域における具体的な支援につなげるための地方自治体又は民間団体の取組を支援する。
- ・こども・若者の困難事案への的確な対応を行う「こども・若者の自殺危機対応チーム」の立ち上げ支援を行う。

② 対策の柱との関係

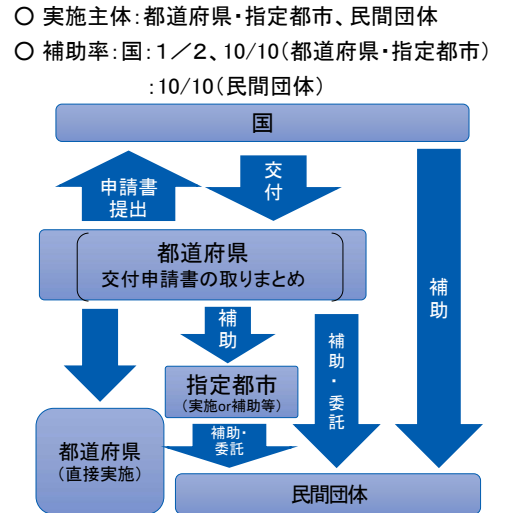
I	II	III	IV	V
			○	

③ 施策の概要

- 1 電話・SNS相談体制の拡充及びつなぎ支援等
 - ・都道府県・指定都市が行う電話・SNSを活用した相談体制の強化
 - ・地域の支援機関へのつなぎ支援の実施
 - ・相談員のなり手不足の解消、資質の向上又は定着、その他相談支援の環境整備等への支援の実施
- 2 社会的孤立等を抱える者に対する電話やSNS等を活用した自殺防止等に係る民間団体の取組支援
- 3 「こども・若者の自殺危機対応チーム」の立ち上げ支援
 - ・都道府県・指定都市が、精神科医、弁護士、心理士等の多職種の専門家で構成されるチームを設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験があるこども・若者等、市町村段階では、対応が困難な事案に対し、助言等を行う事業の実施を支援



④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等



⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

- ・電話やSNSを活用した相談体制の更なる強化等を図り、地域における具体的な支援につなげることで、自殺者数の減少に資する。
- ・地域の支援者支援を行い、こども・若者の自殺再企図を防止するとともに、関係機関等の実務的な連携を強化する。

都道府県知事 殿
指定都市市長 殿
各
都道府県議会・指定都市議会議長 殿
都道府県・指定都市教育長 殿

こどもの自殺対策の推進のために

例年、長期休み明けとなるこの時期に、誠に忝懺たる思いではありますが、こどもの自殺が増加する傾向にあります。近年増加傾向にあった小中高生の自殺者数は、令和4年に514名となり、過去最多となっています。

こうした非常事態に対処するため、政府は、昨年10月に新たな自殺総合対策大綱を策定し、こども・若者の自殺対策の更なる推進・強化を図ることとしました。本年6月2日には、「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」において、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」を取りまとめました。これらも踏まえ、今後も引き続き、関係省庁が連携して、こども・若者の自殺対策を推進してまいります。

こどもの自殺対策においては、地方自治体の果たす役割が非常に大きく、トップの皆様のリダーシップの下、関係部署間の連携に加え、学校、教育委員会、家庭、地域が連携して、地域全体でこどもたちを守る仕組みを構築することが重要になります。

政府としても、地方自治体や教育委員会への支援をしっかりと行っていく所存であり、来年度予算概算要求においても、様々な予算を要求しています。主なものを2点、ご紹介します。

1) 自殺リスクの高い児童生徒への対応といった観点で、都道府県及び指定都市が、多職種の専門家により構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、学校や市区町村を支援する際に活用いただける予算を大幅に拡充して計上しています。

2) 自殺リスクの早期発見の観点では、1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の全国の学校での導入を推進するための予算を新たに計上しています。

是非、都道府県及び指定都市におかれましては、児童生徒の自殺リスクを早期に発見すると同時に、「こども・若者の自殺危機対応チーム」を通じて、学校と地域が連携して、こどもの命を守るための取組を強化していただきますようお願いいたします。

また、自殺対策では、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤独・孤立」を防ぎ、必要な支援につなげることが重要です。1人でも多くの方に、このような役割を担う「ゲートキーパー」としての意識を持っていただき、専門性の有無にかかわらず、それぞれの立場でできることから行動を起こしていただければと考えています。そのため、今般、国において、「ゲートキーパー」に関するeラーニング教材を作成しました。

9月10日から9月16日までの1週間は自殺予防週間です。我々も受講する予定ですが、各自治体のトップの皆様にもぜひ受講していただき、全庁的な取組として地域の自殺対策を推進するため、関係部署等の職員の皆様にも受講を勧めていただきますようお願いいたします。

こどもが自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて、国と地方が力を合わせて取り組んでいきたいと考えておりますので、引き続きのお力添えをお願いいたします。

令和5年9月8日

厚生労働大臣

文部科学大臣

こども政策担当大臣

加藤勝信

永岡桂子

小倉将信

市区町村長 殿
各 市区町村議会議長 殿
市区町村教育長 殿

こどもの自殺対策の推進のために

例年、長期休み明けとなるこの時期に、誠に忤怩たる思いではありますが、こどもの自殺が増加する傾向にあります。近年増加傾向にあった小中高生の自殺者数は、令和4年に514名となり、過去最多を更新しています。

こうした非常事態に対処するため、政府は昨年10月に新たな自殺総合対策大綱を策定して、こども・若者の自殺対策の更なる推進・強化を図ることとしました。本年6月2日には、「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」において、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」を取りまとめました。これらも踏まえ、今後も引き続き、関係省庁が連携して、こども・若者の自殺対策を推進してまいります。

こどもの自殺対策においては、地方自治体の果たす役割が非常に大きく、トップの皆様のリダーシップの下、関係部局間の連携に加え、学校、教育委員会、家庭、地域が連携して、地域全体で子どもたちを守る仕組みを構築することが重要になります。

政府としても、地方自治体や教育委員会への支援をしっかりと行っていく所存であり、来年度予算概算要求においても、様々な予算を要求しています。

例えば、自殺リスクの早期発見の観点では、1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の全国の学校での導入を推進するための予算を新たに計上しています。また、自殺リスクの高い児童生

徒への対応といった観点では、都道府県及び指定都市が、多職種の専門家により構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、学校や市区町村を支援する際に活用いただける予算を大幅に拡充して計上しています。

是非、市区町村におかれましては、「心の健康観察」の導入などを押し進め、こどもの命を守るための取組を強化していただきますようお願いいたします。

また、自殺対策では、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤独・孤立」を防ぎ、必要な支援につなげることが重要です。1人でも多くの方に、このような役割を担う「ゲートキーパー」としての意識を持っていただき、専門性の有無にかかわらず、それぞれの立場でできることから行動を起こしていただければと考えています。そのため、今般、国において、「ゲートキーパー」に関するeラーニング教材を作成しました。

9月10日から9月16日までの1週間は自殺予防週間です。我々も受講する予定ですが、各自治体のトップの皆様にもぜひ受講していただき、全庁的な取組として地域の自殺対策を推進するため、関係部署等の職員の皆様にも受講を勧めていただきますようお願いいたします。

こどもが自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて、国と地方が力を合わせて取り組んでいきたいと考えておりますので、引き続きのお力添えをお願いいたします。

令和5年9月8日

厚生労働大臣

加藤勝信

文部科学大臣

永岡桂子

こども政策担当大臣

小倉将信

ゲートキーパーの推進について

「ゲートキーパー」とは...

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。

気づき・声かけ

家族や仲間の変化に気づいて、声をかける

傾聴

本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける

つなぎ

早めに専門家に相談するように促す

見守り

温かく寄り添いながら、じっくりと見守る

※上記のうちどれか1つができるだけでも、悩んでいる方にとっては大きな支えになります。

<普及促進に向けた主な取組>

- 厚生労働省ホームページ「ゲートキーパーになろう！」の設置
※「青年期向け」、「大人向け」と、年代に応じてわかりやすく説明。
※ゲートキーパーを支援するためのページも新設。
- 各自治体でのゲートキーパー養成研修
- 厚生労働省X(旧Twitter)での呼びかけ
- 自殺予防週間等における、全国での広報ポスター掲示、動画広告の配信
- 政府広報との連携による周知
※インターネットバナー広告、ラジオ番組、BS番組



自殺総合対策大綱において、**国民の約3人に1人以上がゲートキーパーについて聞いたことがあるようにすることを目指す**としている。

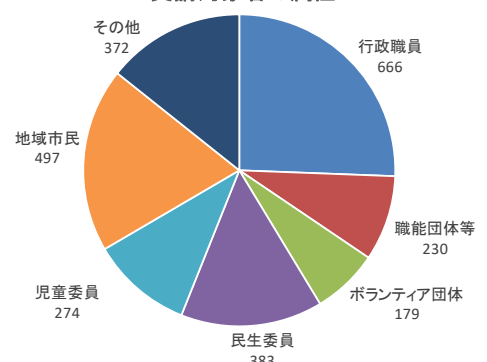
▶令和3年度自殺対策に関する意識調査(厚生労働省自殺対策推進室)における認知度は12.3%

<各自治体における研修の実施状況>

- 令和3年度 約18万5千人

※各自治体からの報告を自殺対策推進室において集計。
※オンラインによる研修受講や研修動画の視聴を含む。

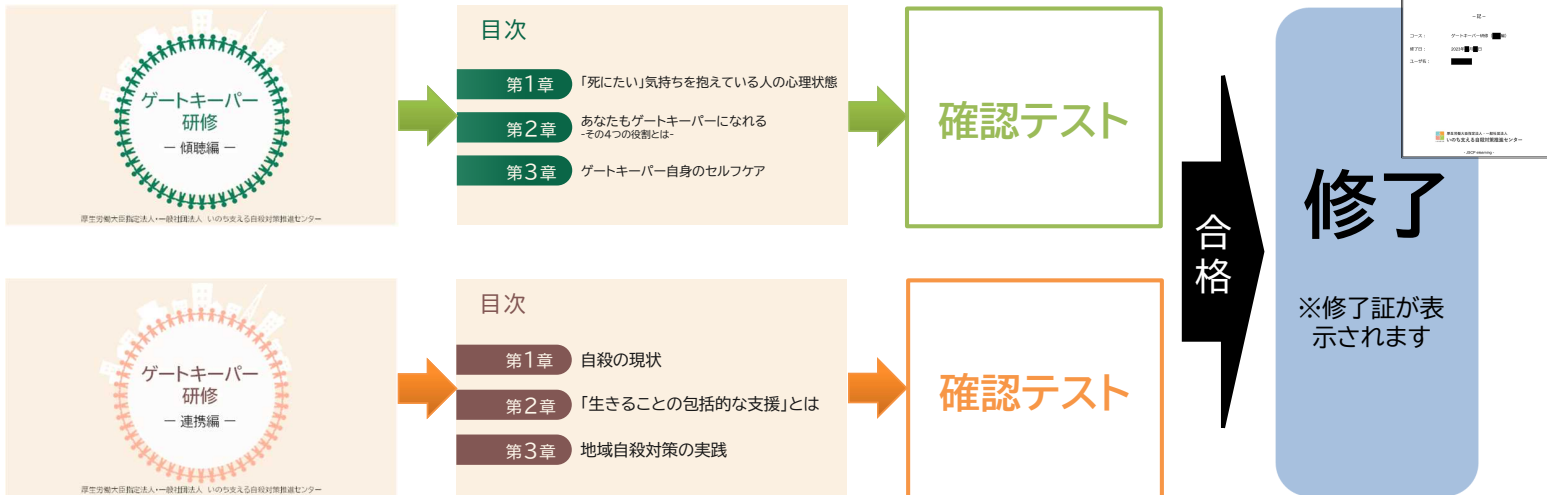
受講対象者の属性



JSCP ゲートキーパー研修について

- いのち支える自殺対策推進センター(JSCP)において、「ゲートキーパー」に関するe-ラーニング教材を作成しました。
- 自治体職員向けに作成しており、①傾聴編(約15分)、②連携編(約35分)で構成されており、動画を視聴後、確認テストを受け合格することで、研修修了となります(全体で約1時間)。
- 自治体職員以外の方も、①傾聴編を受講することにより、ゲートキーパーに必要な知識を得ることができます。

【受講の流れ】



厚生労働大臣指定法人・一般社団法人
いのち支える自殺対策推進センター
Japan Suicide Countermeasures Promotion Center (JSCP)

※ 9/19に配信済みです。JSCPのHP(<https://jscp.or.jp/>)をご確認ください。
※ 研修修了者数:4,142名(令和6年2月7日時点)

自殺報道への対応(WHO自殺報道ガイドラインを踏まえた報道の要請)

著名人の自殺報道やその他の自殺について、その手段や場所等を詳細を報じることは、その内容や報じ方によっては、とりわけ子どもや若者、自殺念慮を抱えている人に強い影響を与えかねないため、『自殺報道ガイドライン』を踏まえた報道を要請している。(令和2年以降24回実施)

自殺報道ガイドライン(WHO) <WHO『自殺対策を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識2017年版』より>

○自殺関連報道として「やるべきでないこと」

- ・報道を過度に繰り返さないこと
- ・自殺に用いた手段について明確に表現しないこと
- ・自殺が発生した現場や場所の詳細を伝えないこと
- ・センセーショナルな見出しを使わないこと
- ・写真、ビデオ映像、デジタルメディアへのリンクなどは用いないこと

○自殺関連報道として「やるべきこと」

- ・有名人の自殺を報道する際には、特に注意すること
- ・支援策や相談先について、正しい情報を提供すること
- ・日常生活のストレス要因または自殺念慮への対処法や支援を受ける方法について報道すること
- ・自殺と自殺対策についての正しい情報を報道すること

厚生労働省による報道機関への要請

<p>厚生労働大臣指定法人・一般社団法人 いのち支える自殺対策推進センター 厚生労働省</p> <p>令和4年5月11日</p> <p>メディア関係者各位</p> <p>著名人の自殺及びその手段や場所等の詳細に触れる報道は、報じ方によっては「子どもや若者、自殺念慮を抱えている人の自殺を誘発する可能性」があります。『自殺報道ガイドライン』を踏まえた報道をお願いします。</p> <p>タレントの上島竜兵さんが5月11日に逝去され、死因が自殺である可能性があるとの報道がなされています。また、一部のメディアではその手段も報じられています。著名人の自殺に関する報道や、その手段や場所等の詳細を報じることは、その内容や報じ方によっては、とりわけ子どもや若者、自殺念慮を抱えている人に強い影響を与えかねません。</p> <p>メディア関係者各位におかれましては、今一度、そのリスクについてご留意いただき、WHO『自殺対策を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識 2017年版』(いわゆる『自殺報道ガイドライン』)を踏まえた報道を、お願いいたします。</p> <p>《センセーショナルな自殺報道によるリスク》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺リスクの高い人はメディアの自殺報道の後に模倣自殺を起こしてしまう危険性があること。 ・有名人の自殺や、自らと重ね合わせやすい人(自身と同じ境遇の人など)の自殺は、その危険性が極めて高くなること。 ・新型コロナウイルス感染症の影響で、健康面だけでなく生活面や仕事面でも不安を抱えている人が多い現状においては、さらに自殺報道の影響が大きくなること懸念されること。 	<p>厚生労働大臣指定法人・一般社団法人 いのち支える自殺対策推進センター 厚生労働省</p> <p>令和4年5月11日</p> <p>再度の注意喚起</p> <p>メディア関係者各位</p> <p>5月11日に逝去された著名人の報道に関して『自殺報道ガイドライン』に反する報道・放送が散見されることを踏まえ、再度、自殺報道に関する注意喚起をさせていただきます。</p> <p>タレントの上島竜兵さんが5月11日に逝去され、死因が自殺である可能性があるとの報道・放送が行われていることを踏まえ、本日午前中に、『自殺報道ガイドライン』に即した放送・報道をしていただくよう、依頼文を送らせていただきました。</p> <p>しかしながら、一部のメディアにおいて、『自殺報道ガイドライン』に反する、以下のような報道・放送が行われているため、あらためて自殺報道に関する注意喚起をさせていただきます。</p> <p>以下のような放送・報道は、自殺リスクを高めかねません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自殺の「手段」を報じる ● 自殺で亡くなった方の自宅前等から中継を行う ● 自殺で亡くなった場所(自宅)の写真や動画を掲載する ● 街頭インタビューで、市民のリアクションを伝える
--	--

令和5年度 自殺対策強化月間における広報の取組

※1 厚生労働省ウェブサイト「まもろうよこころ」
<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>



- 全国でのポスターの掲示やインターネット動画等を活用し幅広く、「SNSや電話の相談窓口（まもろうよこころ（※1））」の周知や「ゲートキーパー（※2）」の理解・普及を促進。
- 特に、自殺者数の多い中高年層や子ども・若者を中心に相談を呼びかけ。

※2 ゲートキーパー：悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

【広報ポスター・動画広告等】

ポスター

▶中高年男性や子ども・若者を主なターゲットとして相談を呼びかけ



動画広告

▶YouTube、Yahoo!等でのスキップができない6秒間/15秒間の短時間動画を配信



※全国の自治体、公共施設、学校、医療機関、駅舎、商業施設等での掲示やSNSでの呼びかけ

SNS広告

▶Facebook・X (Twitter)・LINE・Instagramにおいて、ポスターや動画を配信



検索連動広告

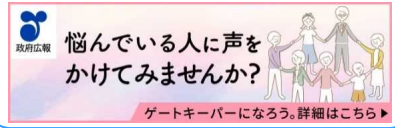
▶Google、Yahoo!で自殺に関連する言葉を検索した方に相談窓口が表示



【政府広報】

インターネットバナー広告

▶Yahoo!ニュース等にバナーを掲出→クリックすると厚生労働省ウェブサイト「ゲートキーパーになろう!」に誘導



政府広報ラジオ「青木源太・足立梨花 Sunday Collection」

▶暮らしに役立つ情報や気になるトピックを深掘りしていく政府広報ラジオ番組「青木源太・足立梨花 Sunday Collection」にて、ゲートキーパーをテーマに話し合い、ゲートキーパーの普及啓発を図る。3月17日放送予定。

Spotify音声広告

▶内閣府政府広報室と連携して、Spotify音声広告により、ゲートキーパーの普及啓発を図る。
 【掲載期間】
 3月1日（金）～7日（木）

【鉄道事業者との連携】

JR東日本電車内デジタルサイネージ

▶【放映期間】3/11（月）～3/17（日）
 【放映線区】
 山手線、中央快速線、京浜東北・根岸線、京葉線、埼京線、横浜線、南武線、常磐線各駅停車、中央・総武線各駅停車、横須賀・総武快速線

【15秒動画】※音声なし



【その他の広報】

X (Twitter)、Facebookの投稿

▶自殺対策強化月間に向けて、各種広報媒体を活用し、相談窓口及びゲートキーパー等について投稿



支援情報検索サイトについて



悩み別、方法別、地域別に相談したい方に合った相談窓口を検索することができるサイトです。

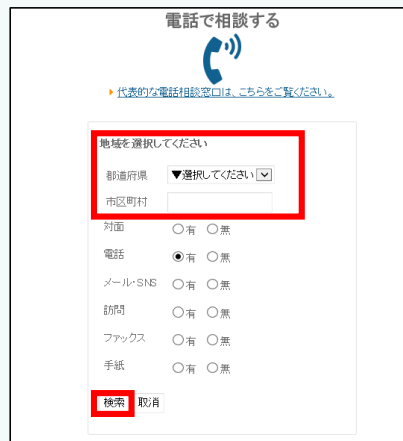
①支援情報検索サイト <http://shienjoho.go.jp/> にアクセスします。

②知りたい情報を選びます。



③都道府県・市区町村を選択し「検索」。

※②で「電話」を選択した時の画面です。
 ※都道府県・市区町村を選択しなくても検索できます。



④検索結果が表示されるので、相談先を選びます。

※「詳細」をクリックするとさらに詳しい情報が表示されます。

検索結果	詳細
<p>10代20代の女性のためのLINE相談</p> <p>実施主体 特定非営利活動法人 BONDプロジェクト 民間</p> <p>実施期間 毎月曜日・水曜日・木曜日・土曜日（土曜日から18時から18時30分まで受付）2月18時30分～2月23時30分（2週間まで受付）</p> <p>問合せ先 LINE@bondprojector メール:bondprojector.jp 電話:03-664-6248</p> <p>事業内容 10代・20代の生きづらさを抱える女の子のための女性による支援を実施しています。</p>	<p>10代20代の女性のためのLINE相談</p> <p>実施主体 特定非営利活動法人 BONDプロジェクト 民間</p> <p>実施期間 毎月曜日・水曜日・木曜日・土曜日（土曜日から18時から18時30分まで受付）2月18時30分～2月23時30分（2週間まで受付）</p> <p>問合せ先 LINE@bondprojector メール:bondprojector.jp 電話:03-664-6248</p> <p>事業内容 10代・20代の生きづらさを抱える女の子のための女性による支援を実施しています。</p>
<p>18歳未満の子どもの、その家庭に関するあらゆる相談</p> <p>実施主体 中野区 行政</p> <p>実施期間 月曜日から金曜日 午前9時から午後5時まで</p> <p>問合せ先 03-6228-7878(子ども家庭相談専任担当)</p> <p>事業内容 「どこに聞いていいかわからない」「どうしていいかわからない」といった、ご相談ください。子ども自身の相談も受け付けています。</p>	<p>18歳未満の子どもの、その家庭に関するあらゆる相談</p> <p>実施主体 中野区 行政</p> <p>実施期間 月曜日から金曜日 午前9時から午後5時まで</p> <p>問合せ先 03-6228-7878(子ども家庭相談専任担当)</p> <p>事業内容 「どこに聞いていいかわからない」「どうしていいかわからない」といった、ご相談ください。子ども自身の相談も受け付けています。</p>
<p>4155(いこ)に電話相談事業</p> <p>実施主体 東京都児童相談センター 行政</p> <p>実施期間 平日 9:00～21:00 土日祝日 9:00～17:00(年末年始を除く)</p> <p>問合せ先 03-6268-4155(いこ)電話相談 FAX 03-6268-6268</p> <p>事業内容 18歳未満の子供に関する様々な相談を受け付けます。</p>	<p>4155(いこ)に電話相談事業</p> <p>実施主体 東京都児童相談センター 行政</p> <p>実施期間 平日 9:00～21:00 土日祝日 9:00～17:00(年末年始を除く)</p> <p>問合せ先 03-6268-4155(いこ)電話相談 FAX 03-6268-6268</p> <p>事業内容 18歳未満の子供に関する様々な相談を受け付けます。</p>
<p>04(ハート)からの暴力相談</p> <p>実施主体 杉並区 行政</p> <p>実施期間 (月)～(金) 9:00～17:00 祝日・休日・年末年始を除く</p> <p>問合せ先 すきやまDV専用ダイヤル:03-6307-0822</p> <p>事業内容 配偶者・パートナーからの暴力相談などを受け付けます。</p>	<p>04(ハート)からの暴力相談</p> <p>実施主体 杉並区 行政</p> <p>実施期間 (月)～(金) 9:00～17:00 祝日・休日・年末年始を除く</p> <p>問合せ先 すきやまDV専用ダイヤル:03-6307-0822</p> <p>事業内容 配偶者・パートナーからの暴力相談などを受け付けます。</p>



イラスト：細川韶々